

(注) 本案件は外務省評価案件であり、外部の専門家によるプロジェクト・レベル事後評価を実施したものです。
 本評価結果は外務省のホームページにて公開されている2006年度の無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(医療・保健セクター)に掲載されています。

無償資金協力にかかる事後評価表

作成日:2006年12月24日

国名：モンゴル国	案件名：モンゴル国地方医療施設整備計画
E/N 署名日：2000年6月12日	供与限度額：11.92億円
先方実施機関：保健省	完工日：2001年9月24日
他の関連協力：1990年度無償資金協力「基礎的医療機材整備計画 1／2期」、1993年度無償資金協力「基礎的医療機材整備計画 2／2期」および1998年度無償資金協力「国立第2病院医療機材整備計画」	
1. 案件の目的	モンゴル保健省の地域医療体制のため構想していた3つの地域診断治療センター(ホブド、ドルノゴビおよびウブルハンガイ)の三次医療サービスの確立と、併せてドルノゴビ県、バヤンウルギー県、ボルガン県およびゴビアルタイ県におけるトップレファラルの医療施設である県病院に対して各県における二次医療サービス提供のための機能の回復のために医療機材を整備して、国全体の地方医療の強化を目的とする。
2. 案件の内容	機材整備の対象施設：3地域診断治療センターおよび4県病院 整備機材の内容：生体機能検査、外科、救急観察室、産婦人科、臨床検査室、放射線科、歯科、新生児科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリ科の関連機材など合計748品目の1,701点
3. 案件の妥当性	全般的評価：A 詳細評価：我が国の援助政策(地方開発支援)、被援助国の開発戦略(保健戦略計画)および地域のニーズ(首都部に比較して医療格差の地方の県)の3点ともに合致していることから、総合評価はAランクである。ランク内評価は、広大な国土を幅広くカバーし裨益人口を高めた計画はプラス評価できるが、対象施設の中の地域診断医療センターは設計当時には政策の構想段階であり、現在でも医療レベルは県病院から脱皮してより高次の医療レベルへと上がったとはいいがたい点をマイナスとすれば、プラス・マイナスゼロである。
4. 施設／機材の適切性・効率性	全般的評価：A－ 詳細評価：一部老朽化、故障、部品・消耗品の不足など問題は見受けられるが、本件で整備された機材は概ね使用されており、また機材の選択についてはADBプロジェクトによる供与機材との重複を避けて設計したことは適切である。また、旧ソ連製の旧式機材はほとんど廃棄され同じ場所に新たに機材を整備したことは効率的である。以上から施設／機材の適切性の総合評価はAランクである。ランク内評価では、予算措置の問

	題が一番の原因とはいえ、試薬が特定されていながら消耗品切れにより止まっている機材も見受けられたのはマイナスである。
5. 効果の発現状況（有効性）	全般的評価：A－ 詳細評価：地方 3 地域に指定された地域診断治療センターは三次医療レベルまで達していないが、二次医療レベルでの機能は回復し、また 4 つの県病院については期待される二次医療レベルへの回復が見込まれ、さらにこれらすべての 7 つの医療施設には専門技術者の配置によって医療機材の管理体制が出来つつある。以上の結果、本件の目標である地方のトップレファラルの医療施設の二次医療サービスが改善・向上していることから総合評価はAランクである。しかし、各地方の劣悪なインフラ（道路）状況もあり、地域診断治療センターの三次医療サービスへの拡張には課題は多い。
6. インパクト（上位目標への影響等）	全般的評価：A－ 詳細評価：本計画によって地域医療の中核である地域診断治療センターと県病院において、少なくとも地方全体の 3 分の 1 もの医療施設において多くの老朽化した医療機材が更新され、結果、地域レファラル病院のハード面での医療環境が整備されたことは、上位目標である「モンゴル国の特に地方の住民が享受できる医療環境の向上と首都部との格差是正」につながる。総合評価はAランクであるが、技術力のあるプライベートセクターとの連携の可能性があり今後の専門診療技術の向上が期待できる首都部とは、格差が益々拡大する可能性もある。
7. 自立発展性・さらなる改善（改善の余地がある点については以下に記入）	全般的評価：B－ 詳細評価：実施体制は持続しており、今後も継続されと考えられ、また地域診断治療センターを活用した研修により治療・診断・検査技術の向上の可能性はあるが、技術的には十分な体制とはいえず、また予算措置など財政的には部品や消耗品などを確保することさえ困難な状況である。これらの問題点を考慮して、総合評価をBランクの下とする。
(1) 対応方針	第一に、保健省の消耗品購入と修理などの役務費の予算措置のための努力が必要である。次にそれが地方との公平的な計画を立案できる計画能力も重要である。医療現場においては、我が国の技術協力により技術者の技術の能力向上やユーザーメンテナンスを含めた管理体制の構築のための協力をするのが望ましい。また、その時にフォローアップ協力も併せて考慮すればより実践的なものとなろう。
(2) 対応方針理由	モンゴル国においては特化した医療機器の業界が持続するように社会が成熟しておらず、機器取り扱い業者は市場に応じてどの分野の業種へも容易に変わり身する。民間技術は皆無ではないが、他の医療機材

	無償案件もあることから、我が国の技術協力で今後深刻化する前に問題を解決するのが良策である。
8. 広報効果（ビジビリティー）	全般的評価：A 詳細評価：我が国は、モンゴル国に対して民主化後の継続したトップドナーとして、また ADB など国際機関とも連携しつつ国際協力を展開しており、本案件を含めて国民レベルまで広報効果は上がっている。これは、外務省が実施した「モンゴルにおける対日世論調査」でも十分に証明されている。従って総合評価はAランクであるが、機材メンテナンスに関わる情報入手のために貼られている JICS シールの活用が認められなかったのは問題である。
9. 被援助国関係者による評価	全般的評価：A＋ 詳細評価：老朽化が激しく使用不可の機材が多かった状況の中で、特に比較的高額である診断・検査機材は、対象施設には大変に有用であるといずれの関係者も認めている。保健省の政策レベルでの技術協力である国際厚生事業団（JICW ELS）のプロジェクトやADB との連携を含む一連の医療機材整備など当該分野での協力全体はモンゴル国では肯定的評価がなされている。また保健省医療機材課による「モンゴル国医療機材整備状況書」は我が国の機材整備の貢献を評価報告している。一方では、我が国によるフォローアップ協力への期待も大きい。
10. 提言・教訓	教訓 1：格差是正への貢献 地方における医療施設への診療機能の回復によって、社会基盤の確保という明確な格差是正の方針を打ち出すことができた。 教訓 2：広範に地方をカバー 地方におけるトップリファラルな医療施設に照準を合わせることによって、広い国土に散在する住民を広範囲にカバーする計画ができた。 教訓 3：人材・技術レベルとの合致 整備された機材は、すべて更新または増強の設計方針で実施された結果、完工後は各医療施設での活動へスムーズに移行できた。 教訓 4：持続性の配慮 すべての対象施設に対して個別に、ソフトコンポーネントにより医療機材の維持管理指導の技術協力を行ったことは、医療機材の技術者の人材配置を促進し、維持管理体制の土台の確立につながった。 提言 1：フォローアップ協力の実施 保健省の「保健指標 2004」報告によれば、モンゴル国保健省は 5 歳未満乳幼児死亡率や妊産婦死亡率など 2015 年までに実現可能な国連ミレニアム開発目標（MDGs）に対して努力をする一方で、「モンゴル国

	医療機材整備状況書」によれば、県病院レベルでの標準機材整備状況は 41% であり、村間病院や村病院レベルでは 30% 台に過ぎず、いまだ機材更新の必要性は高い。本件の整備機材は概ね稼動しているが、无影灯の電球すら高価で購入できないとしている状況で、検査機器など複数の共通問題も今回の調査で明らかにされたこともあり、我が国主導のフォローアップ協力を実施すれば、今後より深刻度が高まる状況を回避できる。 提言 2：技術協力への展開 JICA は前述した保健本省の技術協力の他、保健医療現場でのプロジェクトも検討しているが、医療／保健セクターのシニアボランティア派遣などは比較的少ない。医療技術や医療機材の管理技術など個別の技術協力が望ましい。 提言 2：プログラム・レベル評価の実施 モンゴル国における一連の医療／保健セクターの無償資金協力を総括し、同国の貧困対策と格差是正を目的とした医療プログラムの枠組みで、またこれら案件に関わるシニアボランティアや専門家派遣など技術協力をも対象に組み込んだプログラム・レベルでの評価調査を実施し、我が国の国際協力、実施の仕組み、内容、成果を明らかにすれば、対モンゴル国の医療／保健セクター援助がより一層明確となり、国民への説明責任がより促進され、また相手国に対するプレゼンスが高まる。加えて、このプログラム・レベル評価をモンゴル保健省と共同で実施すれば、さらにモンゴル国の保健政策実施上での我が国の援助実績に対する理解を双方で深めることができる。
11. その他（医療／保健セクターの事後評価について）	1) 評価指標設定の重要性 無償資金協力案件の形成、選定および設計においては、プロジェクトの目的やその上位目標、あるいはプロジェクトを構成する個々の成果を明確にし、それぞれについて指標とその目標値を確定することが重要である。 2) 被援助国のオーナーシップ醸成の必要性 無償資金協力によって実施される事業はあくまで被援助国の事業であるが、この基本的な認識、すなわちオーナーシップが希薄であれば、我が国の今後の協力にも影響を与える深刻な問題である。よって、案件の形成、選定、設計および実施段階において、オーナーシップが自然と醸成されるような工夫が必要である。 3) 事後評価調査による相乗効果の発揮 事後評価調査をより有効に活用するため、被援助国の本事業のモニタ

	リングや本事業が関連する医療／保健プログラムの計画、さらには医療／保健政策への反映に役立てるよう評価結果を被援助国へフィードバックする。一方で我が国としては、同セクターの他案件や関連技術協力を含めたプログラム評価へと評価を展開すれば、説明責任をより幅広く明確にし、同時に被援助国でのプレゼンスを高めることができる。
--	--

モルコル王国

